

## 高松市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第6項の規定による下水道取付管布設工事等の事務の執行に関する監査要求に基づく監査結果報告（平成23年3月18日付け高松市監査委員告示第5号）に対し、高松市長から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成23年4月28日

高松市監査委員	谷本繁男
同	吉田正己
同	森川輝男
同	小比賀勝博

下水道取付管布設工事等の事務の執行に関する監査要求に基づく監査結果報告に対する措置について

## 1 監査結果報告に対する措置内容等

### (1) 指摘した事項

市は、過年度未払金事案について、各工事請負業者に遅延損害金を支払った損害に関し、同事案の事務執行を担当した都市整備部下水道管理課管理係長に対して求償権を有する。

市が、上記係長に対して請求すべき求償権債権の金額は、金111万9,929円およびこれに対する平成22年12月29日から支払済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金が相当であると判断する。

ア 措置を講じた部課名 都市整備部下水道管理課

イ 措置通知日 平成23年3月24日

ウ 措置された内容

平成23年3月18日付けで、指摘の対象となった職員に対し、遅延

利息に係る弁償金 111万9,929円を請求し、同月23日に納入された。また、これに伴い、同日同職員に対して、弁償金に係る遅延損害金 1万3,040円を請求し、同月24日に納入された。

(2) 意見を付した事項

今後は、仮に人為的な原因で同種事案が発生しても、速やかにそれを発見し、早期に改善措置を講じて、同種事案の再発を防止することができるような体制を構築するとともに、常に市職員に対して課せられている職務専念義務や法令等遵守義務を徹底する意識の高揚を図る措置を講じ、再発防止に努められることを希望する。

ア 措置を講じた部課名 財務部契約監理課

イ 措置通知日 平成23年3月31日

ウ 措置された内容

同種事案の再発を防止することができるような体制の構築については、次のとおり措置を講じた。

(ア) 短期的措置

a 少額工事等財務処理緊急措置要領（以下「要領」という。）の制定および施行（平成23年1月1日施行）

(a) 少額工事等を発注する際に使用することとしている発注処理書を改めて指定様式として定め、かつ、発注処理書による予算執行の管理を行うための台帳を管理台帳として定めた上で、発注処理書の備付けおよび支払時における管理台帳との照合を職員に義務付けた。

(b) 上記において各職位の職員が担うべき標準的な職務を示した上で、部署ごとに担任職員を指名させた。

(c) 発注処理書および管理台帳について、課内の職員による閲覧を可能ならしめるため情報共有化の措置を講じた。

(d) 発注簿および管理台帳の備付けならびに担任職員の指名の結果を要領の施行前に報告させ、徹底した準備を行った。

b 要領の制定および施行を周知するための通達において、次の点を改めて周知した。

(a) 職員は、法令に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い、事務を適正に執行しなければならないこと。

(b) aによる取組に従って未払金の発生防止はもとより、適正に財務事務を執ること。

(イ) 中期的措置

高松市会計規則，高松市契約規則，高松市出納員規則，高松市契約事務処理要綱および高松市会計規則施行規程の一部改正ならびに発注簿等財務処理要領の制定（（ア）の要領の廃止）（いずれも平成23年4月1日施行）

a 少額工事の発注に用いるための発注処理書の呼称を発注簿に改め，工事以外の発注に用いる様式の呼称と統一した上で，これを支出負担行為の際に財務上必要な書類として位置付け，（ア）による措置を更に強化した。

b 発注簿に係る支出負担行為の確認の権限を会計管理者から審査出納員（各主管の長）に委任し，aによる財務処理の円滑化を図った。

なお，会計管理者は審査出納員の職務執行状況について随時検査することができることとした。